

令和6年10月分(12月支給分)より

児童手当の制度が変わります！

1 主な改正内容

- 高校生年代まで支給期間が延長されます
- 所得制限が撤廃されます
- 多子加算(第3子以降)の増額と算定対象の拡大
- 支給月が年6回に変更されます

【拡充内容の比較一覧表】

	拡充前(令和6年9月分まで)	拡充後(令和6年10月分以降)
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)
所得制限	所得限度額：960万円未満(年収ベース、夫婦と子ども2人) ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none">3歳未満 一律：15,000円3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円中学生 一律：10,000円所得制限以上 一律：5,000円(当分の間の特例給付)	<ul style="list-style-type: none">3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ※3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円 ※
受給資格者	<ul style="list-style-type: none">監護生計要件を満たす父母等児童が施設に入所している場合は施設の設置者等	同左
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施	同左
支払期月	3回(2月、6月、10月)(各前月までの4カ月分を支払)	6回(偶数月)(各前月までの2カ月分を支払)

※第3子加算の数え方(カウント方法)の変更

多子加算のカウント方法については、現在の18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(高校生年代まで)を第1子とする扱いを見直し、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの上の子について、親等の経済的負担がある場合は第1子とするカウント方法に変更となります。

2 申請(請求)手続きについて

一部の方は、申請(請求)の手続きと届出の提出が必要となります。

申請受付開始時期や申請(請求)方法等については、詳細が決まり次第、

ホームページ等でお知らせしますので、今しばらくお待ちください。

【問い合わせ】 小浜市役所 民生部 子ども未来課 電話：0770-64-6013